ディーゼル車の排出ガス規制について

平成15年1月

東京都環境局

首都圏では、粒子状物質(PM)や窒素酸化物(NOx)による大気汚染は深刻な状況です。これらの汚染物質の発生に、ディーゼル車の排出ガスが大きく影響しており、特に PM については、発ガン性や花粉症などの健康被害が懸念されています。

このような背景から、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県では、ほぼ同一のディーゼル車排出ガス規制を条例で定めました。

~ 東京都における規制の概要 ~

1 規制開始

平成15年10月から

規制の対象:条例の排出基準を満たさないディーゼ

ル車

車種:トラック、バス及びこれらをベースに改造した

特種用途車(乗用車は対象外)

他県からの流入車も規

制の対象となります。

ディーゼル車規制検索システムで規制の対象となるか否かなどが確認できます。

詳細は

http://www.kankyometro.tokyo.p/jidousya/kensaku/index.html

2 自社のディーゼル車については次の対応をしてください!

最新の規制適合車や CNG 車、LPG 車などの低公

害車へ買い替えをしてください。

知事が指定した粒子状物質減少装置(DPF、酸化触

媒)を装着してください。

条例で規制対象外となっても、NOx・PM 法の規制対象となる場合があります。

http://www.kankyometro.tokyo.jp/jidousya/jidousyahyoushi/hojyorc/shiensakuhtm

知事が指定した DPF、酸化触媒装置について 詳細は

http://www.kankyometro.tokyo.jp/jidousya/dpf_sitei/ichiran/pm_reduce.ichiran.htm

3 荷主も義務を負います!

反復継続して貨物の運送などを委託する荷主は、受託者に対してディーゼル規制を守るよう措置をする義務を負います。(条例39条)

東京都のディーゼル車規制に関する詳細は、東京都環境局 HP トップページのディーゼル車規制総合情報サイトをご覧ください。

 $\underline{\text{http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/index.htm}}$

東京都環境局自動車公害対策部

指導普及課 電話 03(5388)3572